

保医発 0131 第 1 号
令和 4 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 2 月 1 日から適用することとする
ので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して
周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年
3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の一部改正について

別添

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(4)ウ中の「NTRK融合遺伝子検査」を「NTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査」に改める。